平成30年第3回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成30年6月5日(火)午前10時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	;	会期の決定
日程第 3	}	諸般の報告
日程第 4	:	一般質問
日程第 5	議第51号	白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につ
		いて
日程第 6	議第52号	白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
		の承認について
日程第 7	議第53号	平成29年度白鷹町一般会計補正予算(第11号)の専決処
		分の承認について
日程第 8	議第54号	白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の
		一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議第55号	白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第10	議第56号	白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
		を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議第57号	平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について
日程第12	議第57号	平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について
		(予算特別委員会報告)
日程第13	請第 1号	大字浅立地内の町道路線の認定と道路整備について
日程第14	請第 2号	種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願
日程第15	議第58号	米沢市との定住自立圏形成協定の締結について
日程第16	議第59号	町道路線の認定及び廃止について
日程第17	報第 1号	平成29年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報
		告について
日程第18	報第 2号	平成29年度白鷹町下水道特別会計歳出予算繰越明許費の繰
		越額報告について
	A	the color to the Lea

(議会運営委員会)

日程第19 委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員(13名)

1番 遠藤幸一議員

2番 渡部善美議員

3番 笹原俊一議員

4番 佐々木 誠 司 議員

5番 小口尚司議員

6番 小形輝雄議員

7番 田 中 孝 議員

8番 山田 仁議員

9番 奥 山 勝 吉 議員

11番 佐藤京一議員

12番 菅原隆男議員

13番 関 千鶴子 議員

14番 今 野 正 明 議員

○欠席議員(1名)

10番 石川重二議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 誠 七 長 佐 藤 副 町 長 横 澤 浩 教 育 長 沼 澤 政 幸 総務課 長 松 野 芳 郎 税務出納課長 髙 橋 浩 之 企画政策課長 菅 間 浩 直 画 主 幹 野 徹 企 永 之 町 民 課 長 中 村 裕 健康福祉課長 聡 長 畄 商工観光課長 齋 藤 重 雄 農林課長併 大 木 健 農業委員会事務局長 菅 建設水道課長 原 良 教 病院事務局長 渡 部 町 子 教育次長 修 田 宮 查 委 員 竹 田 謙

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 樋 \Box 浩 係 長 橋 本 達 也 記 書 菅 原 美 樹

〇開会の宣告

○議長(遠藤幸一) おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

本定例会は、「日本の紅をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用して審議に臨みます。

これより平成30年第3回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名であります。

石川議員より欠席の通告があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

〇議事日程の説明

○議長(遠藤幸一) 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長(遠藤幸一) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

12番 菅原隆男君

13番 関千鶴子さん

の両名を指名いたします。

〇会期の決定

○議長(遠藤幸一) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、5月30日の議会運営委員会に諮問したところ、6月5日から6月12日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。

よって、会期は6月5日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長(遠藤幸一) 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

〇議会事務局長(樋口 浩) 諸般の報告。

1. 知事を囲む市町村自治振興懇談会。5月22日、山形市。

山形県市議会議長会並びに町村議会議長会共催の知事を囲む市町村自治振興懇談会が、 吉村県知事並びに県企画振興部長、市町村課長出席のもとに開催され、平成30年度県当 初予算の概要について説明があった後、各地域から当面する課題について提出され、意 見交換がなされた。

置賜地方町村議会議長会として「置賜地域における主要道路網の整備促進について」 を提出した。

2. 置賜地方町村議会議長会臨時総会。5月25日、飯豊町。

平成29年度決算を認定し、平成30年度事業実施計画及び補正予算について原案のとおり決定した。

また、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承した。以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 諸般の報告が終わりました。

〇一般質問

○議長(遠藤幸一) 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりでありますが、通 告ありました石川議員が欠席しておりますので、次に移ります。

「日本の紅をつくる町」推進事業のさらなる展開を、コミュニティセンターの目指す 姿は。3番、笹原俊一君。

〔3番 笹原俊一 登壇〕

○3番(笹原俊一) 一般質問を行います。

前半は、「日本の紅をつくる町」推進事業のさらなる展開を望む観点から、後半は、 コミュニティセンターの目指す姿を伺います。

「日本の紅をつくる町」は、シラタカレッドとともに白鷹町のPRには最適なキャッチフレーズであると思います。また、地方創生総合戦略の主要プロジェクトに位置づけられる大事な事業であります。

5月24日、文化庁は、山寺が支えた紅花文化として、日本遺産に認定をしました。紅花に光が当たり、大変喜ばしいことではありますが、残念なことに白鷹町は入っておりませんでした。少なからずショックを受けている生産者の方もいらっしゃると思います。紅花生産日本一の町として全国的な展開を期待するものでありますが、改めて町長のご所見を伺います。

次に、「日本の紅をつくる町」推進事業につきましては、白鷹町「日本の紅(あか) をつくる町」連携推進本部が事業主体となり、さまざまな事業を展開し、戦略会議が検 証・評価するとのことであります。新年度に入り、間もなく紅花も咲き始める時期になり、今年度の事業も始まっているものと思いますが、検討状況はどのようになっているのかを伺います。

次に、紅花は現在国内での生産地、生産量は少なく、県内では山形市、天童市、河北町など、県外では千葉県や埼玉県の一部で栽培されているようであります。千葉県の長南町では町の花に紅花が指定されているようであります。生産日本一を誇る本町を中心に、県内外の生産地との交流や連携も必要ではないかと思いますが、ご所見を伺います。また、全国的に「日本の紅をつくる町」を広めていくためのPRや情報発信はどのようにお考えなのかを伺います。

次に、十王に完成した拠点施設の活用方法について伺います。

文字どおり「日本の紅をつくる町」の中心的な拠点施設になり得るのでしょうか。また、将来に向けて幼児から高校生、場合によっては大学生まで学習、教育の場になって町の産業や歴史を学び、郷土愛を醸成する施設になってもらいたいと念願するものであります。そのために、町の紅花産業の歴史を学ぶなど、さまざまな体験のできるコーナーなども設ける必要があるかと思いますが、お考えを伺います。

次に、コミュニティセンターについて伺います。

コミュニティセンターに移行して3年が経過し、新たな指定管理期間が始まりました。各地区が特色を出し、自主的、主体的に活動を展開されることを望むものであります。 コミュニティセンターに移行してのこれまでの実績と課題をどのように捉えているのか、 ご所見を伺います。

それぞれの地区での活動内容は当然異なっており、地区民のかかわり方もさまざまではありますが、できるだけたくさんの地区の皆さんが事業に関心を持ち、参加できるような取り組みが求められると思います。

さて、4年目に入ることしは、新たに地域づくり推進交付金が創設されました。各地 区が自由な発想と取り組み次第で自主的な運営ができると思います。改めて町長が目指 すコミュニティセンターとは、どのようなものかご所見を伺います。

創設された地域づくり推進交付金は、対象となる事業が多岐にわたり、範囲も広がりました。自由度が増した分、地区では事業の組み立てに多少戸惑いがあるのではないでしょうか。現在地区ごとに新たな事業を模索していると思いますが、町として現状をどのように捉えているのか、伺います。

地域づくり推進交付金の使い道は、センター長、職員と地区の経営主体である協議会、 地区民が一体となって知恵を出し合い、より多くの地区民が同じ目標に向かって参加で きる事業になるように取り組んでいくことが大事であると思いますが、ご所見を伺いま す。

以上、2つの項目について町長のお考えを伺います。

〇議長(遠藤幸一) 町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

〇町長(佐藤誠七) 笹原議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に日本遺産に関しまして、お答えをさせていただきます。

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化伝統を語るストーリーとして文化庁が認定し、有形無形のさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを支援するというもので、これまで全国で67件が登録されているところでもあります。

このたび登録されました「山寺が支えた紅花文化」につきましては、県と村山地域の 7市町が申請したもので、議員ご指摘のとおり本町は構成団体には入ってはいないとい うことであります。

この件に関し、県のご説明では、県内では今回選ばれた市町以外でも紅花は栽培されておりますが、テーマ設定等については文化庁と協議を重ね、山寺を支えた紅花文化というストーリーを構成する文化財がある市町ということで、取捨選択を経て決定されてきた経緯があるということの説明を受けているところでございます。

山寺との関係性や、村山地区と置賜地区という圏域の違いということで言えば、ストーリーが構築しにくいということのようですが、本町は古くから紅花栽培の主要な産地であったことがさまざまな文献でも確認されておりますし、今では日本一の生産量を誇るまでになり、紅花の紅に特化したまちづくりを町民一体となって進めさせていただいている中で、紅花をテーマに掲げた日本遺産の構成市町に入らなかったことは、まことに残念であり、生産者のやり場のない思い、なぜ事前に相談いただけなかったのかなど、日本を代表する紅花の産地としての思いを強く伝えさせていただいたところであります。

なお、県としても本町の状況を理解をしていただいた上で、今後白鷹町と紅花のかかわりをストーリーの中に組み入れた追加認定に向け、努力していくということでありますので、今後の展開に期待をしているところでもあります。

次に、「日本の紅をつくる町」推進事業につきまして、お答えをさせていただきます。 本年3月定例議会での田中議員の一般質問にもお答えしておりますが、紅花の生産と 観光を両輪として振興していくことが町の誇りであり、広く町内外に対してアピールす ることで、地域経済の発展、交流人口の増加につながるものとして、町内各種団体で組 織する白鷹町日本の紅をつくる町連携推進本部を主体に取り組まれてきたところでもあ ります。

日本の紅をつくる町連携推進本部の平成29年度の事業につきましては、農林水産省の 農山漁村振興交付金の事業採択を得て、事業の展開がなされてきたところでもあります。 その中で、新たに紅花栽培がもたらす土壌への影響を分析されたところですが、分析結 果では、紅花栽培後の土壌であっても多様な生物が共存しており、肥沃度も高いことが わかり、生産者が安心して栽培が続けられることを確認させていただいたところであり ます。

これら分析結果につきましては、紅花シンポジウムの中などにおいて町内の生産者のみならず、県内の紅花を生産しておられる市町村にも広く情報提供をしております。また、県はこの土壌調査の実績に基づき、本町を含む紅花生産地域につきまして、農林水産省の日本農業遺産の認定申請の手続に入ることとしており、主生産地として一定の貢献をすることができたのではないかと考えているところでもあります。なお、県におきましては、世界農業遺産認定を視野に入れ、対応を進めていく予定であると伺っているところでもあります。

また、平成28年度から商工会が中心となって進めてきました紅花やシラタカレッドのコラボ商品開発は、ようやく発表会と即売会の開催を実現できたところでもあります。加えて紅花を食材として捉えたシラタカレッドディナーを開催し、紅花利用の可能性を広く周知しつつ、新たな経済効果を生むなど、成果を挙げております。これらシラタカレッドのイメージアップの取り組みは、マスコミにも度々取り上げられることで注目度が増し、交流人口の増加に結びついているものと考えているところでもあります。

また、日本の紅をつくる町推進事業の検討状況についてお答えをさせていただきます。本年3月定例会期中の産建文教常任委員会の所管事務調査において報告をさせていただいておりますが、日本の紅をつくる町の推進につきましては、平成27年3月に策定をいたしました白鷹町観光交流推進計画の中の重点項目として定めさせていただいたものでもあります。策定から約3年を経過することを機に、町内の各世代の中から選任をさせていただきました14名の方で組織する日本の紅をつくる町戦略会議を設置し、これまでの取り組みにつきまして検証をしていただいたところでもあります。

戦略会議では、日本の紅をつくる町やシラタカレッドは県内に浸透してきた、紅花畑はすばらしく近県からの観光客に評判がよいなどのご意見を頂戴したところでもあります。

また、紅花や紅餅の品質を下げずに、技術を伝承していくことが生産日本一の町の責務でもあるということや、栽培の難しさなどが生産者以外の町民にも理解し、伝えられるような手だてをして、絵本仕立てのようなわかりやすいパンフレットが欲しいというご意見もいただいたところでありましたので、それらを踏まえ、日本の紅をつくる町連携推進本部の平成29年度事業として、絵本「しらたかべにばなものがたり べにばなふしぎ」を制作させていただいたところでございます。

今後の検討課題といたしましては、商品パッケージの統一や、紅花の摘み手の確保などが挙げられましたので、それらを踏まえて今年度の日本の紅をつくる町連携推進本部により実施に向けた計画がなされているところでもあります。

次に、県内外の生産地との交流につきましてお答えをさせていただきます。

現在、県の紅花振興協議会を構成している自治体や団体との連携を図っているところ

でもあります。また、県外の生産地との交流につきましては、埼玉県桶川市とはお互い の紅花まつりを訪問するなどの交流が始まり、生産者間でも交流が始まっているとお聞 きをしているところでもあります。

県外産地では、最上紅花の種子や紅餅加工の技術において、強い関心を示され、本町との交流を望む地区も多くありますが、この点につきましては、県の紅花生産組合連合会とも情報交換を密にしながら、慎重に対応してまいりたいと考えているところでもあります。

また、全国へ広めていくPRや情報発信につきましては、既に町広報紙や町ホームページに取り組みの概要を掲載するなど、情報を発信させていただいておりますが、特に今年度は高速道路が開通しました福島県を初め、宮城県、新潟県など近県に放送されるテレビ番組に取り上げていただくなど、露出を高め、さらに誘客に向けた取り組みに力を入れてまいる考えであります。

また、日本の紅をつくる町推進拠点施設の活用方法につきましてお答えをさせていた だきます。

平成29年度から事業に着手しております日本の紅をつくる町推進拠点施設の本体工事につきましては、平成28年度国補正の地方創生拠点整備交付金を活用し、平成30年3月に完成をしたところでもあります。

今年度は、施設周辺の外構工事や展示に係る施設備品など、平成30年8月の全面オープンに向けて整備を進めさせていただいているところでもあります。

施設のある十王地区は、本町の紅花生産においても中心的な地域であり、主生産地としてさらなる紅花栽培の拡大や、紅餅などの加工品の生産の拡大を目指すものであります。また、施設内には展示スペースを設け、紅花の歴史を記したパネルや紅花染めによる着物、本紅や紅餅などの紅花関連商品等の展示を行うとともに、紅花加工体験や紅花染め、紅点し体験ができる施設として観光誘客や、教育旅行などの受け入れや、小学生の紅花学習の場としての利活用など、より多くの方々が日本一の生産地であります日本の紅をつくる町1白鷹を体験できるような施設になることを大いに期待させていただいているところでもあります。

次に、コミュニティセンターの目指す姿というご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、私が目指すコミュニティセンターという部分につきまして、最初にお答えをさせていただきます。

本町の行政組織は、地域づくりにつきましては主に区が主体となり、分館活動も含めた中で地域の特長を生かした地域づくりが行われてきました。しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少、若年労働者の町外流出、高齢者世帯の増加等により、地域社会の形態が変化し、地域や人々との結びつきの希薄化、地域における活力の低下が進んでまい

りました。地域の課題を解決するため、地域の実情に即して、自主的かつ主体的に地域の特徴や課題を整理し、地域住民がみずからの意思と選択により民主的に運営され、行政がそれを支援するという形が私の考える共創のまちづくりの理念に基づくコミュニティセンターの姿でもあります。

教育委員会部局から町長部局への移行を行ったことにより、公民館として社会教育法により受けていた幾つかの制限がなくなり、より自由度の高い施設活用が可能となったものと考えているところでもあります。

次に、地区コミュニティセンターへの移行3カ年の実績と、課題につきましてお答え をさせていただきます。

平成27年度に地区公民館から移行した地区コミュニティセンターにつきましては、各地区経営主体による施設管理及び地域づくり事業を実施していただいているところでもあります。

第1期となる平成27年度から平成29年度までの3カ年につきましては、それぞれの施設管理や運営に係る人件費相当分の費用を指定管理委託料として、また社会教育事業や地域活動、地区コミュニティセンター事業に対する費用を、地域づくり交付金として各地区コミュニティセンターに対し交付してまいったところであります。さらに、それまで行ってまいりました社会教育等を中心とした事業のほかに、新たに取り組む特色ある地域づくり事業として、地区当たり30万円の地域づくり交付金特別枠を設け、それぞれの活動を支援してまいったところであります。

コミュニティセンター発足当初は、地区経営組織の運営や、組織体制の確立を優先したこともあり、それぞれの地域の特徴を活かした取り組みはそれほど多くなかったと認識をさせていただいているところでございます。

しかしながら、2年目、3年目においては、地域づくり交付金を有効に活用いただき、少しずつではありますが、新たな事業展開がなされてきたものと認識をしているところでもあります。数字的な実績から見れば、平成29年度実績と地区公民館であった平成26年度と比較いたしますと、施設の利用件数は143%、利用人数は122%となっており、それぞれの地域での活動が活発化してきている成果が出てきているのではないかと考えているところでもあります。

次に、地域づくり推進交付金の活用につきまして、お答えをさせていただきます。

コミュニティセンターが行うさまざまな地域づくり事業につきまして、多種多様な課題を解決するために、より柔軟で自由度の高い事業展開ができるよう、今年度より本推進交付金を創設したものであり、総額1,000万円の予算を確保するなど、大幅に拡充させていただいたところであります。

一口に地域課題と申しましても、伝統、文化、交通、防災、福祉、子育て、生活環境、 道水路など、我々の生活に係る全ての事柄が対象となることから、その対策や手法は多 岐にわたります。その中で、どの分野をどこまで展開していくかにつきましては、基本 的に各地区で策定していただいております地区計画や事業計画に基づいて事業展開を行 っていただくことになります。

なお、今回の新たな交付金につきましては、地区計画の見直し等が必要となった場合は、地域の話し合いにより改正していただくなどの対応をしていただき、少しでも地域 課題が解決していけるような柔軟な対応をお願いしてまいりたいと考えているものであります。

そのような話し合いや、行動を行うことで、地区内の人と人とのつながりが生まれ、 自分の地区の現状や地区の目標といった意識の共有が図られるということが最も重要な のではないかと考えているところでもあります。

町としましては、財政的な支援のほか、必要に応じ地域づくり事業の情報交換や、研修の場などをつくり、地域活動の活性化のための支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、笹原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) ご答弁をいただいたものと多少ダブるところもあるかもしれませんけれども、質問をさせていただきます。

最初にシラタカレッドの件ですけれども、2月に発表されたシラタカレッドのさまざまな商品が発表されました。本当に食べ物から、それから水の中に浮かぶさまざまなきれいなものから発表されたわけですけれども、現在商品の売れ行き状況とか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

- ○議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- ○商工観光課長(齋藤重雄) お答えをさせていただきます。

2月に発表されたシラタカレッド商品の売れ行きということでございますが、発表会から展示即売会等では買っていただいた部分がございますが、今のところそれをふるさと納税の返礼品とかでの対応はしてございますが、目に見えて何十万というようなことでは現在のところ、まだ至っておりません。今後、首都圏等にも展開をしてまいりたいと考えておりますし、それから今回6月から道の駅白鷹ヤナ公園ですね、そちらでも9品目を展示販売をさせていただきたいというようなことで、進めているところでございます。

なお、平成29年昨年度から、首都圏においては観光交流大使の青木さんのプロデュースによりまして、3回、延べ6日間ほど青木さんの地元の自由が丘でシラタカレッドフェアというようなことをさせていただいております。また、ことし5月5日にもそちらでシラタカレッドフェアを開催させていただきまして、特に山菜市ということで、山菜なども持っていって販売したわけですけれども、その近々の山菜地では約50万円の売り

上げをしたところでございます。

こういったことでさまざまなところで展開をしてまいりたいと考えておりますし、それにつきましては、開発を手がけていただきました商工会が中心になっていろいろ企画をしていただいているところでございます。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) 自由が丘で開催されるフェアには、自分の友人も地元から参加をしていただいて、「並ばないとなくなるんだ」などという話もお聞きしたりして、非常に好評だと思います。ぜひこれからも続けていただき、またこのシラタカレッド商品もPRをお願いしたいなと思います。

ネット販売などは考えていらっしゃるでしょうか。

- 〇議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- **○商工観光課長(齋藤重雄)** ネット販売等につきましては、開発を手がけました商工会において今年度、取り組みたいということで、今、検討中ということで伺っているところでございます。
- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- **○3番(笹原俊一)** ぜひ町のホームページなどにもしっかりとまた PRをして広げていただきたいと思います。

先ほど課長からふるさと納税の返礼品として関連商品の活用をしているというような ことがございますけれども、これからどのぐらいの品目を考えていらっしゃるのかお聞 きしたいと思います。

- 〇議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- ○商工観光課長(齋藤重雄) お答えをさせていただきます。

現在ふるさと納税をしていただいた方への返礼品については、68種類ございます。紅花の切り花やトマト、それからさくらんぼといったシラタカレッド関連商品は6種類ございます。現在、紅花染めのネクタイでありますとか、シラタカレッド商品の中からは本革の紅織の名刺入れ、紅花入りの麦切りについては既にその返礼品の中に含まれているというようなことでございます。

今後、2月に発表されました9品目の部分につきましては、シラタカレッドおふくろの味とか、シラタカレッドお菓子セット、それからシラタカレッドインテリアの3つのテーマで組み合わせをしまして、返礼品にしていくようなことで今商工会が中心となって進めてございます。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) ご期待をしたいと思います。

PR方法として有効なのがSNSだと思いますけれども、今後日本の紅をつくる町推

進の大きな力として、町のホームページやフェイスブック、またツイッター、インスタグラムなど大いに活用していくべきではないかと思いますけれども、その辺の取り組みなど今後考えていらっしゃることがあればお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- ○商工観光課長(齋藤重雄) 特にこの日本の紅をつくる町推進事業をPRしていくためには、当然SNSの活用が非常に重要だなと思っております。今町が活用しているものにつきましては、ホームページは当然のことといたしまして、白鷹町のフェイスブックのページと、それから商工観光課で事務局をしております白鷹町ふるさと移住推進協議会のフェイスブックがございます。白鷹町のフェイスブックのページにつきましては、フェイスブック本部のさまざまな審査を受けた公的機関の認証を受けているものでございます。我々としましては、その白鷹町のフェイスブックを大いに活用させていただきまして、閲覧数を上げまして認知度を上げることが重要ではないかと考えているところでございます。

そういったことで情報を発信して、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) 現在白鷹町という名前のついたフェイスブックのアカウントがたく さんあるわけですけれども、それぞれに発信をしていただいているようでございますけ れども、今後もう少し絞った形で1つのところを開けばいろいろなところが見られる、 情報があるという、そのようなお考えはございませんでしょうか。
- 〇議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- **○商工観光課長(齋藤重雄)** これにつきましては、私もちょっと余り深くは存じ上げないのですけれども、私どもとしてどういったほうが一番皆様方にPRできるかということは、当然、今後も検討してまいりたいと思いますし、それは情報の関係の方とも話をさせていただいて、どのようにしていくか検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) ぜひよろしくお願いしたいと思います。本当にこれからの時代、S NSの活用は大変な力になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、生産の分野の話をお聞きしたいと思いますけれども、栽培から紅餅づくりまで行っている生産者の皆さんは、本当に花摘みの労働力確保に大変ご苦労されているのではないかと思います。品質をしっかりと確保しながら、できるだけ多くの人に摘み取りをしてもらえる体制づくりというのが課題であるとお聞きをしておりますけれども、今後の工夫や対策など、町として考えていることがあれば、お知らせ願います。

- ○議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。
- ○商工観光課長(齋藤重雄) お答えさせていただきます。

日本の紅をつくる町推進事業につきましては、紅花生産が日本一であってからこそで

きる事業であるということでございますので、生産量の増加でございますとか、紅餅などの紅花の1次加工品の品質を下げないような取り組みが必要であると考えてございます。

紅花が一番やはり大変なのは、摘み方ですね。次々と咲くわけではなくて、そのときにどっと咲くということでございますので、その時期にどれくらいの人数の方々を集められて摘むかというのが一番重要なことだと捉えてございます。今現在摘み手の確保といたしましては、観光協会が中心となりまして、十王の八卦地区では紅花摘み猫の手隊ということを募集いたしまして、29年度は延べ150名の摘み手によりまして、230キロの紅花を摘んだということでお聞きしているところでございます。今年度は特に、観光施設付近の修景用の紅花の摘み手の確保を重点的に行ってまいりたいと考えてございます。具体的には日本の紅をつくる町連携推進本部に観光協会でございますとか、生産者、それからJAの方にも入っていただいて、ワーキンググループをつくって、どういった手法がいいか、現在その人選も含めて取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたように、紅花につきまして、積算気温で咲き始めるというようなことでございまして、数週間前から摘み取りの日程を確保するというようなことにもならないわけですので、そのときにどれくらいのスタッフを確保できるかということが一番先ほど申し上げましたように、重要になってきますので、それらを視野に入れまして、ワーキンググループで具体的にどうやって集められるかということで、検討してまいりたいと思います。

また、ぜひ多くの皆さんに、朝ですと皆さん都合があるとは限らないと思いますので、そういったことでご協力を願いたいなと思います。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) 自分も1回も摘み取りをしたことないのにこんな質問をして申しわけない限りですけれども、修景用の摘み取りに力が入ると、なかなか生産者の本当の本格的に紅花、紅餅づくりをしている皆さんの摘み取りの手がなくなってしまったりするのかななどと思ったり、心配をするところですけれども、小学校、中学校にも今回ことしは植えていただきました。それぞれのところで摘み方をしっかりと指導していただければ、中学生とかにも手伝っていただけるのかなと思ったりするのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。
- **〇議長(遠藤幸一)** 商工観光課長、齋藤重雄君。
- ○商工観光課長(齋藤重雄) 30年度につきましては、教育委員会のご協力によりまして、 各小中学校で栽培をしていただいて、特に中学校においては面積もかなり大きいという ことで、あそこを全部摘めばそれなりに集まるのかなと期待しているところでございま すが、やはりベテランの方々に摘み方を習うといいますか、そういうことが大事なのか なと思います。ただ、これも一番いい時期、摘むいい時期にどれくらいの人数をかけら

れるかということが、一番重要だということで、ここら辺は学校の授業とか、そこら辺 の日程とそれがうまく合うようなことで、考えていかないと、なかなか難しい面はある かとは思いますが、ぜひご協力をいただきたいと考えております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) 本当に大変栽培も、また生産も難しいというようなことで、貴重な 紅花だなと改めて感じるところでございます。紅花に関して最後に、拠点施設の活用の 仕方について伺いたいと思いますけれども、十王にできるコミュニティセンターが、今、 愛称も募集をされているというようなことで、今後、内外から、県外から訪れる方も紅 花の中心的な施設ということで目指して、そこにやっていけるのではないかなと思いますけれども、ぜひ日本の紅をつくる町の本当の拠点施設になり得るような取り組みを担っていただきたいなと思うのですけれども、先ほどの町長の答弁の中で、日本の紅をつくる町が体感できる施設であることを期待するというお話がございました。これは、あくまでもやはりコミュニティセンターの事業主体、コミュニティセンター主体の事業と いうことだと思いますが、ぜひ町としても一緒になって取り組んでいただきたいという 思いがあるのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。
- 〇議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- **〇企画政策課長(菅間直浩)** お答えいたします。

日本の紅をつくる町の拠点施設としての整備、今、外構等を行っているところでございますけれども、この施設をつくるに当たりましては、来館者数の増加、そして紅餅の生産量、それから紅花まつりの来場者数をそれぞれふやしていくという、指標、目標を立てております。その中では、当然十王地区の土地で取り組む部分、それから町として全体で取り組む部分、これが出てくると思っております。この施設にはコミュニティセンターも入るということなわけですけれども、当然そこはお互い連携をしながら、上手に館の使い方を模索しながら進めていく必要があると思っているところでございます。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) ぜひよろしくお願いします。

それでは、このままコミュニティセンターについてお伺いをしたいと思います。

各地区で先ほどあったように、まさに推進交付金の使い道を今さまざま模索をしているところだと思いますけれども、各地区でどのような取り組みの現状なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

- 〇議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- **○企画政策課長(菅間直浩)** お答え申し上げます。

先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、まずコミュニティセンターでは予算ということで3つの予算がございます。1つには、施設の維持管理費ですとか、人件費、修 繕費等の指定管理の委託料、それからもう一つが従来までの地域づくりの取り組みの組 織運営ですとか、分館活動、そういったものに使っていく地域づくり交付金がございます。この2つにつきましては、年度当初に申請をいただいて、概算払いをしておりますので、すぐに使える状態になっております。このたびの推進交付金につきましては、今まで地域づくり交付金の特別枠ということで30万円の枠だったわけですけれども、これを大幅に拡充して使えるようにしたということで、実際具体的なお話し合いについて各地区でも相当今いろいろなお話し合いをされながら、どうしていくべきかということを検討されている段階なのかなと思っております。

今年度につきましては、こういった新しい仕組みでもありますので、年度分を一括ということではなく、事業ごとにそれぞれ必要なときに分割して申請いただくということも可能とお話をさせていただいております。現在のところ、実際に申請がありましたのは、そういった分割した形ですけれども、1件だけございます。あと、そのほかにさまざまな道水路の整備なども含めまして、町担当に相談いただいている部分というのが相当あるということですので、これから随時各地区から申請をいただけるものと認識しております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) 対象となる事業が本当にたくさんありまして、非常にいろいろな分野で使っていけるということで、大変ありがたい中身になっていると思いますけれども、地区の中ではたくさんあるものですから、先ほども申し上げましたとおり、少し戸惑っている部分があるのかなという声も多少、聞こえてまいります。3月の予算委員会でもコミュニティセンターに対して丁寧な説明とサポートをお願いしたわけですけれども、その後どのような形で新事業の説明をされてきたのか、また、センター長、それから事務局員、もちろん事業主体である区の役員の皆さん、しっかりとご理解をされた上での事業だったのかなと思っているわけですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。
- ○議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- **○企画政策課長(菅間直浩)** お答え申し上げます。

まず今回の推進交付金の制度をつくるに当たりましては、昨年の12月以降事務局の 方々と事前に打ち合わせを行いながら、制度設計そのものにもかかわっていただいたと いう経過がございます。その後、予算の可決後におきましては、センター長、それから 事務局長の合同会などで改めて制度の説明を行いまして、各地区での事業検討に入って いただいたところでございます。

ただ、4月に人事でセンター長が変わられたというような事情もございまして、5月に入りまして改めてセンター長や事務局長に事業の説明を行い、その後コミュニティセンターの連絡協議会も開催させていただきまして、地区の経営主体の会長にも改めて制度の説明をさせていただいているところです。

なお、先ほどお話ありましたように、大変、自由度が高いということの中で、逆にそ

ういった部分の戸惑いといいますか、「どこまで大丈夫なんだ」というようなお話など もいただいていることは現実でございますので、その辺今後とも事業の立案につきまし ては、相談をお受けしながら対応していきたいと考えております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- **○3番(笹原俊一)** ぜひ丁寧なサポート、お願いをしたいと思います。 いつごろまで各推進交付金の計画を出してもらう予定でしょうか。
- 〇議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- **○企画政策課長(菅間直浩)** お答え申し上げます。

まず、先ほども若干申し上げましたけれども、今回は年間1本ということではなくて、 都度申請できるような仕組みにさせていただいたと、今年度につきましてはそういった 対応をさせていただくということの中で、まず申請期限というものは設けずに年間を通 しての受付という考えでいくべきかなと思っています。

ただ、9月ぐらいをめどに一旦それぞれの地区の状況をまとめていただきまして、ど ういった具合になっているかということを集約させていただいた上で、その状況を見ま して、また連絡協議会等でさまざまなお話をさせていただければなと考えております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- ○3番(笹原俊一) ぜひ各地区の取り組みに期待をしたいと思います。

先ほどご答弁の中でも利用者は本当にふえているということでございますけれども、より多くの地区住民の皆さんにコミュニティセンターの事業に参加してもらって、喜んでもらうのが一番大事だと思いますけれども、地元以外の取り組みの情報がなかなかその地元にいるとわからないのではないかなと思います。コミュニティセンター報はそれぞれの地区に配られるわけですけれども、全町的にどういう取り組みをやっているかという情報も入ることによって、刺激になって、また自分たちの事業の取り組みの力になると思いますが、ぜひ町報とかでご紹介をしていただいて、お願いしたいと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

- 〇議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- 〇企画政策課長(菅間直浩) お答え申し上げます。

確かにそれぞれのコミュニティセンターの状況というのは、各地区ごとのセンター報等で、その地域の方は承知していらっしゃるのかなと思います。町のホームページ上でも一応各地区の毎月のコミュニティセンター報を随時掲載しているわけですけれども、一般の町民の方はほかの地区のセンター報というのはなかなか見る機会がないのかなというのがもっともなことだと思います。

大変そのとおりかと思いますので、ご提案を踏まえまして、町報等活用してほかの地 区の活動などもわかるようなことを取り組んでまいりたいと考えます。

〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。

○3番(笹原俊一) さまざまな声が先ほど聞こえてくるというお話もしたのですけれども、地区主体の事業展開を行っていくといっても、任期がある役員の皆さんでございますし、限られた人員で事業の中心を担っているのが現状だと思います。行政のサポートはとても大切だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

例えば、今後事業として道路や水路などの補修をする場合、建設の担当との調整も必要になってくると思いますけれども、専門分野からのアドバイスなり、より効率的に事業が実施されるような支援策はしっかりととっていただけるということでよろしいでしょうか。

- ○議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- **〇企画政策課長(菅間直浩)** お答え申し上げます。

今年度から推進交付金の対象メニューとして、道水路等の整備事業につきましても、可能にということにさせていただいております。この部分につきましては、これまで協働のまちづくり事業として町道側溝、農業施設の整備、作業路の整備等について、地域の皆さんがみずから行う比較的軽微な整備について、原材料の支給や重機代の借り上げなどの支援を行わせていただいたものでございます。これについては、予算としては建設水道課、そして農林課に予算措置を行ってきたものでございますけれども、今回からこういった部分につきましても、この推進交付金を活用いただけるとしたものでございます。

特に、この部分の相談、相当ございまして、「どういったことが使えるんだ」というお話をいただいているところでもございます。この部分につきましては、やはり技術的な部分でありますとか、実施箇所の管理者の確認など、住民の方だけではちょっとわかりにくい部分もあるかと思いますので、これについては町の担当課で事前協議をさせていただいて、そこで確認作業でありますとか、アドバイスをさせていただいた上で、その後の事務手続をしていただくというようなことにさせていただきたいと考えております。

そういったことも含めて、若干事務手続上はお手数をおかけすることになりますけれども、これを行うことによりまして、確実な事業実施になるのではないかと考えておりますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(遠藤幸一) 笹原俊一君。
- **〇3番(笹原俊一)** ありがとうございます。

このたびの推進交付金、本当にたくさんの事業に対応していただいているということでございますけれども、地区の自主性を尊重していただけるということでございますので、ぜひ地区にもその思いをしっかりとお伝えをいただいて、ぜひお願いをしたいと思います。自分たちもしっかりと地区に帰ったらその辺の話をさせていただきながら、ともによりよい地域づくりに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

〇議長(遠藤幸一) 以上で笹原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 (午前10時56分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(遠藤幸一) 休憩前に復し、再開いたします。

○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤幸一) 日程第5、議第51号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第51号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、土地に対して課する固定資産税の特例措置について、 平成30年度から平成32年度まで延長することなど、所要の整備を行うため、本条例を平 成30年3月31日付で専決処分したので、承認を求めるものであります。

なお、税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願い を申し上げます。

- 〇議長(遠藤幸一) 税務出納課長、髙橋浩之君。
- ○税務出納課長(髙橋浩之) ご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

専第4号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分ついて。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

議案書を4枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、平成30基準年度評価替えに係る土地に対して課する固定資産税の特例を平成30年度から平成32年度までとする等の所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第10条の2、年当たりの割合の基礎となる日数、改、引用条項を整理するもの。

第13条第1項、個人の町民税の非課税の範囲及び第16条第2項、均等割の税率、改、 文言の整理を行うもの。

第28条第2項及び第4項から第8項、町民税の申告、改、引用条項等を整理するもの。

第40条の3、特別徴収義務者から第40条の5第3項、年金所得に係る仮特別徴収税額等、改、文言の整理を行うもの。

第41条第2項及び第3項は、法人の町民税の申告納付、新、租税特別措置法の規定の 適用を受ける場合に控除することとされた金額を、法人税割額から控除することについ て規定するもの。

次のページをお開きください。

第41条第4項から第9項まで、改、項の繰り下げや引用条項の整理を行うもの。

第42条の2第1項、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、改、文言の整理を行うもの。

第42条の2第2項及び第3項は、新、納期限の延長の場合の延滞金について申告した後に、減額更正がされ、その後さらに修正申告書の提出があった場合、納付されていた部分は、その期間を控除して計算することについて規定するもの。

第42条の2第4項、改、項の繰り下げ及び文言の整理を行うもの。

第42条の2第5項及び第6項は、新、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに修正申告書の提出があった場合、納付されていた部分はその期間を控除して計算することについて規定するもの。

附則第2条の2第1項延滞金の割合等の特例から、附則第7条の2第3項~第10項法 附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合まで、改、引用条項を整理するもの。

附則第7条の3第3項~第11項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用 を受けようとする者がすべき申告、改、引用条項を整理するもの。

附則第7条の3第12項、新、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に対する固定 資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定するもの。

附則第8条第1項から第2項、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの 各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、改、平成30基準年度評価替えに伴い、 土地に対して課する固定資産税の特例を平成30年度から平成32年度までとするもの。

附則第8条の2、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例、改、平成30基準年度評価替えに伴い、土地価格の下落した場合の土地の価格の特例を平成31年度または平成32年度とするもの。

附則第9条第1項~第5項、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、及び、附則第10条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、改、平成30基準年度評価替えに伴い、土地に対して課する固定資産税の特例を平成30年度から平成32年度までとするもの。

次のページをお開きください。

附則第12条第1項~第2項、特別土地保有税の課税の特例、改、特別土地保有税の特例を延長し、平成32年度までとするもの。

附則第18条、改修実演芸術公園施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に対する都市計画税の減額を受けようとするものがすべき申告について規定するもの。

附則第19条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例から、附則第23条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例まで、改、平成30基準年度評価替えに伴い土地に対して課する都市計画税の特例を平成30年度から平成32年度までとするもの。

附則第26条、改、引用条項を整理するもの。

附則第1条、施行期日、平成30年4月1日から施行するもの。

附則第2条、町民税に関する経過措置、第42条第2項から第6項の規定は、平成29年 1月1日以後に申告書の納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する もの。

附則第3条第1項、固定資産税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、固 定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするもの。

附則第3条第2項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするもの。

附則第3条第3項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された改正前の地方税法附則第15条第32項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするもの。

附則第3条第4項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された改正前の地方税法附則第15条の8第2項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするもの。

附則第4条、都市計画税に関する経過措置、都市計画税に関する部分は、平成30年度 以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、 なお従前の例によるとするもの。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤幸一) 日程第6、議第52号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第52号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る軽減措置の拡充等に対応するため、 本条例を平成30年3月31日付で専決処分したので、承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認 賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(遠藤幸一) 税務出納課長、髙橋浩之君。
- ○税務出納課長(髙橋浩之) ご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

専第5号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案書を1枚おめくりいただいて、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税施行令の一部改正により、課税限度額が引き上げられるとともに、低所得者に配慮して5割軽減、2割軽減措置の拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第3条、課税額、改、基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げる もの。

第9条国民健康保険税の減額、改、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を49万円から50万円に引き上げるもの。

第9条の3、特例対象被保険者に係る申告、改、マイナンバーによる情報連携により 雇用保険受給資格を把握できる場合、証明書の提示を不要とするもの。

附則第1項、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分について適用し、 平成29年度分までについてはなお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第52号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(遠藤幸一) 日程第7、議第53号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認についてを議題といたします。
- ○議長(遠藤幸一) 提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第53号 平成29年度白鷹町一般会計補正 予算の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月30日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業等の 農林関係を初めとする国、県補助事業及び起債事業等の実施結果を踏まえた事業費や、 財源等の調整を行ったものであります。また、今後見込まれる財政需要等に備え、財政 調整基金への積立に対応したものであります。

財源調整といたしましては、国、県支出金、地方債及び繰入金等で対処したものであります。その他繰越明許費及び債務負担行為につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ5,680万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ99億2,318万8,000円となったものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜 りますようお願いを申し上げます。

○議長(遠藤幸一) 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長(松野芳郎) ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専第3号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算(第11号)。

平成29年度白鷹町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,680万2,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,318万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。 債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。 地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

補正予算説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

款項目、補正額、計及び概要を申し上げます。

2、歳入。

1 款町税、5項1目入湯税、5万円の減額、394万5,000円。実績見込みによる減額調整でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、727万3,000円の減額、1 億8,173万5,000円。内容につきましては、地方創生拠点整備交付金実施状況等を踏まえ ての調整でございます。

4 目土木費国庫補助金、1,335万2,000円、8,422万9,000円。臨時道路除雪事業費補助金の交付の対応及び社会資本整備総合交付金の状況等を踏まえて、減額調整を行ったものでございます。また、すまいる住まい若者定住促進事業の確定等を踏まえた調整もあわせて行ったものでございます。

5目消防費国庫補補助金、15万1,000円の減額、2,107万2,000円。消防防災施設整備 事業費補助金でございまして、防災倉庫整備事業の確定による調整を行ったものでござ います。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、84万5,000円の減額、1億8,681万2,000円。認定こども園施設整備交付金の減額調整を行ったものでございます。

4 目農林水産業費県補助金、6,639万4,000円の減額、5億3,258万円。元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業など、各事業の事業費の確定による減額調整を行ったものでございます。また、森林林業再生基盤づくり交付金の内示を受けての調整を

行ったものでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、3万3,000円、288万7,000円。財政調整基金利子の調整でございます。

16款1項寄附金、3目民生費寄附金、200万円、200万円。町内在住の方からの寄附を受けて計上をさせていただいたものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、8目公共施設整備基金繰入金、1億8,830万円、2億5,900万円。公共施設整備基金繰入金でございまして、まちづくり複合施設整備事業のうち、庁舎整備分の財源を充当したものでございます。

18款1項1目繰越金、22万6,000円、4億9,165万6,000円。一般財源として充当をいたしたものでございます。

続いて20款1項町債、1目総務債、1億7,720万円の減額、13億110万円。内容につきましては、まちづくり複合施設整備事業につきまして、庁舎等分の事業費の調整を踏まえ、財源の調整を行ったものでございます。また、日本の紅をつくる町推進拠点施設整備事業の事業費の確定に伴い、起債の調整を行ったものでございます。

2目民生債480万円の減額、9,710万円、社会福祉債につきましては、しらたか元気っ 子事業等の実績見込みによる調整でございます。児童福祉債につきましても、こども園 支援事業等それぞれ事業の実績見込みによる調整を行ったものでございます。

3目衛生債、70万円の減額、200万円。ニコニコマタニティライフ応援事業等実績見込みによる調整でございます。

5目商工債230万円の減額、7,690万円。商業活性化促進事業など各事業の実績見込みによる減額調整を行ったものでございます。

6目土木債、30万円、5,370万円。過疎対策事業債道路改良事業等各事業の実績に基づく調整をさせていただいたものでございます。

8目教育債130万円の減額、7,150万円。各事業における事業費確定に伴う調整を行ったものでございます。

次に、歳出で申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費 8 目財政調整基金費、5,003万3,000円、5,036万9,000円。 元金の積戻しを行ったものでございます。

15目まちづくり推進費、778万6,000円の減額、3億3,182万5,000円。これにつきましては、日本の紅をつくる町推進拠点施設整備事業の事業費の実施状況を踏まえての減額調整を行ったものでございます。

16目地区コミュニティセンター費、これにつきましては財源内訳の変更を行ったものでございます。

17目まちづくり複合施設費、これにつきましても財源内訳の変更を行ったものでございます。

- 3 款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、200万円、2億2,901万1,000円。福祉振興基金への積立を行ったものでございます。
- 4 目福祉医療費、259万1,000円の減額、1億232万7,000円、しらたか元気っ子事業実 績見込みによる調整でございます。
- 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、291万7,000円の減額、4億5,280万1,000円、 しらたかっ子養育事業の実績見込みによる調整でございます。
- 4 款衛生費、1項保健衛生費、4 目母子保健事業費、69万円の減額、1,598万4,000円。ニコニコマタニティライフ応援事業の実績見込みによる調整でございます。
- 6 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費、2,357万9,000円の減額、9,146万2,000円。これにつきましては、元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業等各事業の事業費の確定による調整をさせていただいたものでございます。
- 4 目畜産業費、374万9,000円の減額、515万4,000円。畜産生産拡大支援事業費の補助 金の額の確定による調整でございます。
- 5 目農地費、357万4,000円の減額、3億2,041万8000円。多面的機能支払基金の事業費の確定による調整でございます。
- 6 目農業再生協議会費、940万円の減額、2,871万4,000円。青年就農給付金等事業費 の確定による調整でございます。
- 7款1項商工費、3目観光費、824万3,000円の減額、2億853万5,000円。内容につきましては、ヤナ公園整備事業の事業費の確定等による調整を行ったものでございます。また、観光誘客推進消費拡大事業補助金、これにつきましても事業費確定による調整をさせていただいたものでございます。
- 5 目地域産業活性化対策費、417万円の減額、2,053万6,000円。建築需要促進事業ほか、各事業の実績見込みによる調整でございます。
- 8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、これにつきましては、財源内訳の変更でございます。
- 3目道路新設改良費、1,251万1,000円の減額、5,514万9,000円。内容につきましては、 町道谷町八ヶ森線等の整備事業費の確定に基づく対応でございます。
- 4 目橋梁維持費、2,012万6,000円の減額、4,128万3,000円。橋梁安全対策事業等の事業費の確定による減額調整でございます。
- 5項住宅費、1目住宅管理費、420万円の減額、3,160万6,000円。すまいる住まい若 者定住サポート事業の実績見込みによる調整でございます。
- 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、61万6,000円の減額。1億940万8,000円。新入学児童ランドセル贈呈事業の事業費の確定による調整でございます。
- 3目スクールバス運行管理等費、64万1,000円の減額、6,558万2,000円。通学費補助の額の確定を踏まえての減額調整でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、404万2,000円の減額、2,338万4,000円。全国 高校総体開催委託料について事業費の確定等による調整でございます。

続きまして、補正予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正。追加でございます。

款、項、事業名、金額の順にご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、まちづくり複合施設整備事業、9億2,575万3,000円。

8款土木費、5項住宅費、すまいる住まい若者定住サポート事業、50万円。

次に、変更についてご説明申し上げます。

6 款農林水産業費、1項農業費、担い手確保経営強化支援事業につきまして、金額を340万9,000円を減額いたしまして、3,276万1,000円に変更いたすものでございます。

第3表、債務負担行為補正、廃止でございます。

事項のみを申し上げます。

白鷹町商工業近代化資金債務保証、白鷹町商工業近代化資金利子補給、白鷹町商工業近代化資金保証料補給、白鷹町空き店舗対策事業利子補給、以上4件につきまして廃止をいたすものでございます。

第4表、地方債補正。変更でございます。

過疎対策事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

1億8,600万円を減額いたしまして、限度額を14億7,450万円としたものでございます。 起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第53号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤幸一) 日程第8、議第54号 白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第54号 白鷹町コミュニティセンターの 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げ ます。

白鷹町十王地区コミュニティセンターの位置の変更を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(遠藤幸一) 企画政策課長、菅間直浩君。
- 〇企画政策課長(菅間直浩) ご説明申し上げます。

議第54号 白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中、白鷹町大字十王2,558番地1を白鷹町大字十王4,068番地2に改める。 附則、この条例は、平成30年8月1日から施行する。

具体的には、日本の紅をつくる町推進拠点施設に位置の変更を行うものであります。 以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤幸一) 日程第9、議第55号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

〇町長(佐藤誠七) 議第55号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、給与所得控除、年金所得控除の引き下げに係る調整、 たばこ税の税率引き上げ等の見直し、固定資産税の地域決定型地方税特例措置等につい て所要の整備を図るため、提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定 賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤幸一) 税務出納課長、髙橋浩之君。
- ○税務出納課長(髙橋浩之) ご説明いたします。

議第55号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書を8枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、給与所得控除・年金所得控除の引き下げに係る調整、町たばこ税の税率引き上げ等の見直し、法人の町民税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務等の整備を行うほか、固定資産税の課税の地域決定型地方税制特例措置(以下「わがまち特例」という。)見直し等の所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条白鷹町町税条例等の一部改正。

第12条第1項、町民税の納税義務者等、改、文言の整理を行うもの。

第12条第5項、改、法人でない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするもの。

第13条第1項、個人の町民税の非課税の範囲、改、給与所得控除・年金所得控除の引き下げに伴い、平成33年度以後の個人の町民税について、非課税措置の対象となる障害者・未成年者・寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とするもの。

第13条第2項、改、給与所得控除・年金所得控除の引き下げに伴い、平成33年度以後の個人の町民税について、均等割非課税限度額を10万円引き上げるもの。

第20条、所得控除、改、平成33年度以後の個人の町民税において、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用は行わないものとするもの。

第23条、調整控除、改、平成33年度以後の個人の町民税において、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について調整控除の適用は行わないものと

するもの。

第28条第1項、町民税の申告、改、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった 者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を 不要とするもの。

次のページをごらんください。

第41条第1項、法人の町民税の申告納付、改、文言の整理を行うもの。

第41条第10項~第12項、新、資本金1億円超の法人等に対して、法人の町民税等の電子申告の義務付けについて規定するもの。

第82条、製造たばこの区分、新、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けるもの。

第82条の2、町たばこ税の納税義務者等、改、条項を繰り下げるもの。

第83条の2、製造たばことみなす場合、新、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物が充填されたものを製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことするもの。

第84条第1項~第10項、たばこ税の課税標準、改、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数の換算の方法について、「重量」から「重量」と「小売定価」を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定を整備するもの。平成30年10月1日から平成31年9月30日までの期間については、移行措置として・重量により換算した本数に0.8を乗じた本数、・重量と小売り定価により換算した本数に0.2を乗じた本数とし、5年間かけて段階的に移行するもの。

表はなおごらんください。

第85条、たばこ税の税率、改、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもの。現行1,000本につき5,262円、平成30年10月1日から平成32年9月30日まで1,000本につき5,692円。平成32年10月1日から平成33年9月30日まで1,000本につき6,122円。平成33年10月1日以後1,000本につき6,552円。

第86条第3項、たばこ税の課税免除、改、引用条項の整理を行うもの。

第88条第1項、たばこ税の申告納付の手続き、改、文言の整理を行うもの。

附則第2条の4第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、改、給与所得控除・年金所得控除の引き下げに伴い、平成33年度以後の個人の町民税について所得割の非課税限度額を10万円引き上げるもの。

附則第7条の2第6項~第10項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、 改、地方税法に定める参酌割合の変更に伴い、わがまち特例の割合を改めるもの。出力 が1,000キロワット以上の太陽光発電設備4分の3、その他以下のような内容となりま す。 附則第7条の2第11項~第15項、改、条項を繰り下げるもの。

附則第14条の2第3項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第26条、改、引用条項を整理するもの。

第2条白鷹町町税条例の一部改正。

附則第7条の2第15項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、新、わがまち特例の割合を定めるもの。生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械設備等の課税標準額をゼロとするもの。

附則第7条の2、第16項、改、条項を繰り下げるもの。

第3条白鷹町町税条例の一部改正。

第84条第3項たばこ税の課税標準、改、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの期間における加熱式たばこの紙巻たばこへの換算は次の合計数とするもの。重量により換算した本数に0.6を乗じた本数。重量と小売定価により換算した本数に0.4を乗じた本数。

附則第7条の2第14項~第15項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、 改、引用条項を整理するもの。

第4条白鷹町町税条例の一部改正。

第84条第3項、たばこ税の課税標準、改、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間における加熱式たばこの紙巻たばこへの換算は次の合計数とするもの。重量により換算した本数に0.4を乗じた本数。重量と小売定価により換算した本数に0.6を乗じた本数。

第85条たばこ税の税率、改、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間におけるたばこ税の税率は、1,000本当たり6,122円とするもの。

第5条白鷹町町税条例の一部改正。

第84条第3項、たばこ税の課税標準、改、平成33年10月1日から平成34年9月30日までの期間における加熱式たばこの紙巻たばこへの換算は次の合計数とするもの。重量により換算した本数に0.2を乗じた本数。重量と小売定価により換算した本数に0.8を乗じた本数。

第85条たばこ税の税率、改、平成33年10月1日以後のたばこ税の税率は、1,000本当たり6,552円とするもの。

第6条白鷹町町税条例の一部改正。

第83条の2、製造たばことみなす場合、改、加熱式たばこの課税標準について、5年間の移行措置が終了することにより文言の整理を行うもの。

第84条第3項~第5項、第7項~第9項、たばこ税の課税標準、改、平成34年9月30

日以後の加熱式たばこの課税標準について、小売価格により換算した紙巻たばこの本数 とするもの。

第7条白鷹町町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正。

27年改正条例、附則第6条第2項、町たばこ税に係る経過措置、改、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するもの。

27年改正条例附則第6条第4項、改、文言の整理を行うもの。

27年改正条例附則第6条第13項、改、平成31年10月1日前に売渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこの手持品課税について、たばこ税の税率を1,000本につき1,262円から1,692円に改めるもの。

27年改正条例附則第6条第14項、改、旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置の延長に伴い、表中の読みかえ規定を整理するもの。

附則。

第1条、施行期日、公布の日から施行するもの。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行するもの。

第1号、白鷹町町税条例等の一部を改正する条例(以下「改正条例」という。)第1 条中たばこ税の関する改正規定並びに改正条例第7条並びに改正条例附則第5条から第 7条までの規定は、平成30年10月1日から施行するもの。

次のページをごらんください。

第2号、改正条例第1条のうち、白鷹町町税条例第13条第2項の改正規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分、第28条第1項及び附則第14条の2の改正規定並びに改正条例第2条第1項の規定は、平成31年1月1日から施行するもの。

第3号、改正条例第3条中白鷹町町税条例附則第7条の2の改正規定及び改正条例附 則第4条の規定は、平成31年4月1日から施行するもの。

第4号、改正条例第3条中白鷹町町税条例第84条第3項の改正規定は、平成31年10月 1日から施行するもの。

第5号、改正条例第1条中白鷹町町税条例第12条及び第41条の改正規定並びに改正条 例附則第2条第3項の規定は、平成32年4月1日から施行するもの。

第6号、改正条例第4条並びに改正条例附則第8条及び第9条の規定は、平成32年10 月1日から施行するもの。

第7号、改正条例第1条中白鷹町町税条例第13条第1項第2号の改正規定同条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。)、第20条、第23条及び附則第2条の4第1項の改正規定並びに改正条例附則第2条第2項の規定は、平成33年1月1日から施行するもの。

第8号、改正条例第5条並びに改正条例附則第10条及び第11条の規定は、平成33年10

月1日から施行するもの。

第9号、改正条例第6条の規定は、平成34年10月1日から施行するもの。

第10号、改正条例第1条中白鷹町町税条例附則第26条の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもの。

第11号、改正条例第2条の規定は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行するもの。第2条第1項、町民税に関する経過措置。改正条例附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の白鷹町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとするもの。

第2項、改正条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の白鷹町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとするもの。

第3項、改正条例第1条の規定による改正後の白鷹町町税条例(以下「新条例」という。)第12条第1項及び第3項及び第41条第10項から第12項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税について、なお従前の例によることとするもの。

第3条、固定資産税に関する経過措置。別段の定めがある物を除き、新条例の規定中 固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平 成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとこととするもの。

第4条、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に改正前の地方税法附則 第15条第43項に規定する中小事業者等が取得をした同項に規定する機械装置等に対して 課する固定資産税については、なお従前の例によることとするもの。

第5条、町たばこ税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、平成30年10月 1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によるもの とするもの。

第6条第1項~第5項、手持品課税に係る町たばこ税、平成30年10月1日前に売渡し 等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販 売業者に対して、手持品課税を行うこと。たばこ税の税率は、1,000本につき430円とす るもの。

第7条手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における改正附則第6条第4項の表中の読みかえを規定するもの。 次のページをごらんください。

第8条、町たばこ税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、平成32年10月 1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によること とするもの。

第9条第1項~第5項、手持品課税に係る町たばこ税、平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。たばこ税の税率は、1,000本につき430円とするもの。

第10条、町たばこ税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、平成33年10月 1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によること とするもの。

第11条第1項~第5項手持品課税に係る町たばこ税、平成33年10月1日前に売り渡し 等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販 売業者に対して、手持品課税を行うこと。たばこ税の税率は、1,000本につき430円とす るもの。

第12条、都市計画税に関する経過措置、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、 平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税 については、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第55号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

休 憩 (午後 0時09分) ______

再 開 (午後 1時15分)

○議長(遠藤幸一) 休憩前に復し、再開いたします。

〇議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤幸一) 日程第10、議第56号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第56号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童 支援員の資格要件の追加等を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定 賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤幸一) 健康福祉課長、長岡 聡君。
- ○健康福祉課長(長岡 聡) ご説明申し上げます。

議第56号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を 改正する省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件の明確化及び資格要件 の追加をするものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第10条第3項第4号、職員、改、現行の「教諭となる資格を有する者」を「教員免許 状を有する者」とし、資格要件の趣旨を明確化するものでございます。

第10条第3項第10号、新、資格要件を追加し、実務経験5年以上の者で、町長が適当 と認めた者を新たに対象とするものでございます。

附則、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第57号の上程、説明

○議長(遠藤幸一) 日程第11、議第57号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

〇町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第57号 平成30年度白鷹町一般会計補正 予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、企業立地促進事業や、すまいる新生活!賃貸住宅供給サポート 事業等による人口減少緊急対策について、追加対応をするとともに、補助内示のあった 老人福祉施設整備事業への対応のほか、融雪により被害を受けた林道の災害復旧、町道 の維持工事等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国、県支出金、地方債及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億9,021万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億21万1,000円とするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜 りますようお願い申し上げます。

- ○議長(遠藤幸一) 総務課長、松野芳郎君。
- ○総務課長(松野芳郎) ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第57号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)。

平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,021万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億21万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

次ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

13款国庫支出金、1,652万7,000円の減額、5億6,050万7,000円。

14款県支出金、9,244万1,000円、8億3,129万2,000円。

18款繰越金、2,879万7,000円、2億5,879万7,000円。

20款町債、8,550万円、15億2,480万円。

歳入合計、1億9,021万1,000円、85億21万1,000円。

次ページお願いします。

続いて、歳出でございます。

- 2款総務費、20万円、18億4,720万9,000円。
- 3款民生費、1,977万4,000円の減額、23億2,463万5,000円。
- 4款衛生費、167万5,000円、5億1,430万6,000円。
- 6 款農林水産業費、1億3,749万7,000円、6億9,270万7,000円。
- 7款商工費、3,347万4,000円、3億6,609万2,000円。
- 8款土木費、2,195万8,000円、6億2,250万6,000円。
- 9款消防費、500万円、3億4,352万7,000円。
- 10款教育費、393万1,000円、6億6,179万9,000円。
- 11款災害復旧費、625万円、4,784万8,000円。

歳出合計、1億9,021万1,000円、85億21万1,000円。

次に、第2表、地方債補正でございます。追加でございます。

起債の目的、災害復旧事業、限度額280万円。起債の方法及び利率につきましては、借入先との協定による。償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借りかえることができる。

続いて、変更でございます。

過疎対策事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。8,270万円を追加いたしまして、限度額を7億2,930万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長(遠藤幸一) 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、予算特別委員会に付託し、審査することにした いと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、予算特別委員会に付 託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、休憩中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよ

う申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休憩 (午後1時26分)

再 開 (午後2時30分)

○議長(遠藤幸一) 休憩前に復し、再開いたします。

〇議事日程の説明

○議長(遠藤幸一) お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〇議第57号の報告、討論、採決

○議長(遠藤幸一) 議事に入ります。

日程第12、議第57号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について予算特別委員長報告を議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

[予算特別委員長 菅原隆男 登壇]

○予算特別委員長(菅原隆男) 予算特別委員会審査報告を行います。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記。

議案番号、件名、審査結果の順に申し上げます。

議第57号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきもの。

以上であります。

○議長(遠藤幸一) 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) なければ、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第57号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(遠藤幸一) 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること に決しました。

〇請第1号及び請第2号の委員会付託

○議長(遠藤幸一) 日程第13、請第1号 大字浅立地内の町道路線の認定と道路整備について及び日程第14、請第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、両請願とも産建文教常任委員会に審査を付託したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議がないので、そのように決しました。

なお、審査は開会中の審査とされるよう申し添えます。

〇延会の宣告

○議長(遠藤幸一) ここでお諮りいたします。

本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延会 〈午後2時34分〉